

阿蘇火山防災計画



2012年6月撮影

阿蘇火山防災會議協議会

目 次

第1章 総 則	P3~5
第1 趣旨	
第2 この計画に係る地域	
第3 登山者等の責務	
第4 用語の定義	
第5 火山情報発表基準	
第6 他の計画との調整	
第7 計画の周知徹底	
第8 計画の修正	
第2章 災害予防計画	P5~8
第1 火山現象に関する情報の収集及び伝達	
第2 立入禁止	
第3 登山注意及び規制、解除	
第4 避難の指示等	
第5 警戒区域の設定	
第6 避難場所及び避難経路	
第7 避難の手段及び避難誘導の方法	
第8 避難の指示等の伝達方法	
第9 防災訓練の実施	
第3章 災害応急対策計画	P8~11
第1 実施責任	
第2 災害情報の収集伝達	
第3 災害対策連絡本部	
第4 各機関への出動要請等	
第5 自衛隊の派遣要請	
第6 救助体制	
第7 避難誘導	
第8 救助	
第9 死体の搜索、収容	
第10 交通規制	
第11 通信施設等の復旧	
第4章 災害復旧計画	P11
第1 災害復旧	

第5章 その他	P11
第1 通信施設	
附則	P12
別表1～11	P13～22
火口縁ゾーン区分管理方式及び監視員マニュアル（ゾーン管理方式）	P23～28
別添図（①、②）	P29～30
阿蘇火山防災会議協議会規約	P31～35
第1章 総則	
第2章 協議会の組織	
第3章 協議会の会議	
第4章 協議会の経費	
第5章 補則	
阿蘇火山ガス安全対策専門委員会設置要項	P36～37

阿蘇火山防災計画

第1章 総 則

(趣旨)

第 1 この計画は、阿蘇火山が爆発し、または爆発する恐れがある場合において登山者、地域住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策基本法第5条（以下「法」という。）及び活動火山対策特別措置法第20条に基づき、阿蘇市、南阿蘇村及び高森町（以下「関係市町村」という。）が関係機関の協力を得て災害予防、災害応急対策及び災害復旧等必要な措置を実施することを目的とする。

(この計画に係る地域)

第 2 この計画に係る地域は、関係市町村のうち、次の区域とする。（阿蘇山にかかる避難施設緊急整備地域とする。）

- ・ 阿蘇市一の宮町宮地字東小掘の区域。
- ・ 阿蘇市黒川字阿蘇山、字古坊中及び打越堂の区域。
- ・ 阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中の区域。

(登山者等の責務)

第 3 登山者、地域住民等及び防災上必要な施設の管理者、その他火山爆発対策に関する責務を有する者は、この計画の実施にあたって積極的に協力し、総合的な防災活動の推進に寄与するものとする。

(用語の定義)

第 4 この計画における用語の定義は次のとおりとする。

火山情報

気象業務法第11条および活動火山対策特別措置法第21条第1項に基づき福岡管区気象台が火山現象に関する観測の成果等により火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し防災に資するために発表する情報をいう。

2 火山情報は次のとおりとする。

火山現象の予報及び警報

気象業務法第2条第4項の2により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

- (1) 予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- (2) 警報は、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
- (3) 火山現象の予報及び警報の発表は噴火警戒レベルを用いて発表する。

※噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の防災対応を踏まえて1から5の5段階に区分したものをいう。

3 火口現地観測とは、関係市町村が行う火口現地観測をいう。

(火山情報発表基準)

第 5 この計画における火山情報の発表基準は次のとおりとする。

(1) 噴火警戒レベル1(平常)

次の各号の一に該当し、必要と認める時に行うものとする。

- ① 警報を解除する場合。
- ② レベル2若しくはそれ以上活発な状態へ移行する可能性がある火山現象が発生した場合。
- ③ レベル2若しくはそれ以上活発な状態へ移行する可能性がある火山データを観測した場合。

(2) 噴火警戒レベル2(火口周辺規制)

火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される状態にあるため、次の各号の一に該当し、必要と認める時に行うものとする。

- ① 火山現象についての異常を認めた場合。
- ② 市町村長から火山に関する異常な現象の報告を受けた場合。
- ③ 警報の通知機関その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合。

(3) 噴火警戒レベル3(入山規制)

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される状態にあるため、次の各号の一に該当し、必要と認める時に行うものとする。

- ① 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により、直接人体に被害が生じ、または生ずるおそれがある場合。
- ② 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により人が居住し、また滞在する建物等に損害を加え、そのため人体に被害が生じ、または生ずるおそれがある場合。
- ③ 火碎流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害を生じ、または生ずるおそれがある場合。
- ④ 前各号のほか、火山性地震、地盤変動、その他火山現象の推移により人体に被害を生じ、または生ずるおそれがある場合。

(4) 噴火警戒レベル4(避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。または可能性が高まっている状態にあり次に該当し、必要と認める時に行うものとする。

- (7) 溶岩流が発生し、居住地域への到達が予想される。

(5) 噴火警戒レベル5（避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるため次に該当し、必要と認める時に行うものとする。

(ア) 溶岩流が居住地域に達するか、切迫している。

(6) 火山の状況に関する解説情報の発表は、予報・警報等の補完等のため又は火山活動状況の変化を周知する必要がある場合に行うものとする。

※上記火山情報の他に火山の活動状況を月ごとに取りまとめて、毎月1回解説資料を公表する。また、必要があれば火山情報の補完資料としてその都度公表する。

(他の計画との調整)

第 6 この計画の実施に当っては、他機関が行う防災活動との間の調整を図り、計画の効果的、かつ円滑な実施の推進に努めるものとする。

(計画の周知徹底)

第 7 この計画は、防災関係機関、防災関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者に周知徹底させるものとする。

2 計画のうち特に必要な事項は、登山者、地域住民等に周知徹底させるものとする。

(計画の修正)

第 8 この計画は、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正するものとする。

第2章 災害予防計画

(火山現象に関する情報の収集及び伝達)

第 1 関係市町村長は、福岡管区気象台が発表する火山情報を別表1「火山情報伝達系統図」により迅速、かつ的確に伝達し、登山者、地域住民等及び関係機関に周知させるものとする。

2 関係市町村長は、火山の異常現象を了知した場合は、直ちに阿蘇山火山防災連絡事務所に通信施設または口頭で通報するものとする。

3 登山者、地域住民等は、火山の異常気象を了知した場合は、直ちに阿蘇山火山防災連絡事務所及び関係市町村長に通信施設または口頭で通報するものとする。

(立入禁止)

第 2 関係市町村長は、別添図に示す地点からの立入りを禁止し、これを標示するものとする。

(登山注意及び規制、解除)

第 3 関係市町村長は、福岡管区気象台からの火山情報の発表及び火山ガス自動測定装置により必要と認めるときは、次の方法により登山者に対して、注意を喚起するようするものとする。

- (1) 火口周辺に赤の吹き流し（別表11）を掲げる。
- (2) ロープウェイ駅舎及び登山口入口に火山情報を掲示する。
- (3) 阿蘇山上事務所等の放送設備を利用して放送する。

2 関係市町村長は、火山情報及び火口現地観測等により登山規制の必要があると認めたときは、協議のうえ、別表2「登山規制及び解除発令基準」により登山規制を実施するものとし、解除の場合も本項に準じて実施するものとする。

3 関係市町村長は、登山規制及び解除の措置をとった場合は、直ちに別表3「登山規制及び解除伝達系統図」により防災関係機関等に伝達するものとする。ただし、火山ガス規制については、別に定める。

(避難の指示等)

第 4 火山現象により災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において、登山者、地域住民等の人命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は協議のうえ、登山者、地域住民等に対し、法第60条第1項及び第2項の規定により、「避難のための立ち退きの勧告、立ち退き及び立ち退き先の指示」をするものとする。なお、対象地域等については火山活動の状況に応じて判断する。

2 関係市町村長は、前項の措置をとった場合、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

3 関係市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するものとする。

4 関係市町村長は、第1項に規定する措置がとれないと認めたとき、法第61条の規定により、もよりの警察官に「避難のための立ち退きの勧告、立ち退き及び立ち退き先の指示」を要求するものとする。

(警戒区域の設定)

第 5 関係市町村長は、特に必要があると認めるときは、法第63条の規定により警戒区域を設定するものとする。

(避難場所及び避難経路)

第 6 避難場所及び避難経路は、別表4「避難場所等一覧」及び別添図のとおりとする。

(避難の手段及び避難誘導の方法)

第 7 第1次避難については、最寄りの退避壕に避難するものとする。

2 第2次避難については、最寄りの退避壕に避難した後、火山現象の状況を見て、西側火口周辺にあっては、避難路周辺の退避壕及びロープウェイ火口西駅に避難するものとし、東側火口周辺（中岳展望所）にあっては、その周辺の退避壕及びロープウェイ火口東駅に避難するものとする。

3 第3次避難については、火山現象の状況をみて、西側火口周辺にあっては、阿蘇山上広場にある避難施設等に避難するものとし、東側火口周辺にあってはヘリコプターにより仙酔峡広場の避難施設等に避難するものとする。

4 最終避難場所は、阿蘇山西側にあっては、草千里とし、阿蘇山東側にあっては仙酔峡広場とする。

5 関係市町村長は、避難場所及び避難の方法については、常時掲示板に掲示するなど、予め登山者等に対し、周知徹底を図るものとする。

6 関係市町村長は、居住地域に影響を及ぼす火山活動が発生又は予想される場合は、状況に応じて避難の手段及び避難誘導の方法を地域住民に周知するものとする。

(避難の指示等の伝達方法)

第 8 避難の指示等の伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 火口西駅及び火口東駅に設置された放送設備及びサイレンを使用して伝達する。

(2) その他、携帯マイクを使用して伝達する。

2 居住地域の避難の指示等については防災行政無線、広報車等を使用して伝達する。

(防災訓練の実施)

第 9 関係市町村長は、火山爆発等により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、各種の応急措置が円滑に実施されるよう防災関係機関の協力を得て必要な訓練を計画し、実施するものとする。

- (1) 防災訓練は、年1回実施するものとする。
- (2) 訓練の時期、方法等は別に協議して定める。

第3章 災害応急対策計画

(実施責任)

第 1 火山爆発のため、登山者、または地域住民等が罹災し、応急救助等の対策を講ずる必要がある場合は、関係市町村長がそれぞれ協力して応急対策を実施するものとする。この場合、関係市町村長限りで処理できないときは、県、県警察及び防災関係機関の応援を求めて実施するものとする。（別表5「防災関係機関協力系統図」参照）

2 災害救助法が適用された場合の救助は、知事が行うものとする。ただし、知事から委任されたとき、又は知事において救助のいとまがないときは、関係市町村長がそれぞれ行うものとする。

(災害情報の収集伝達)

第 2 関係市町村長は、被害が発生した場合は、すみやかにその被害状況を把握するとともに、その情報を直ちに県阿蘇地域振興局、阿蘇警察署、高森警察署、阿蘇広域消防本部及び阿蘇山火山防災連絡事務所に通報するものとする。

(災害対策連絡本部)

第 3 関係市町村の災害応急対策を総合的、かつ効果的に実施するため、関係市町村長は協議のうえ、災害対策連絡本部（以下「本部」という。）を設置する。また、必要あるときは現地災害対策連絡本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

2 本部は、阿蘇市役所に置くものとする。

3 本部長は、阿蘇市長をもって充てる。

4 本部の組織及び事務分掌は、別表6のとおりとする。

- 5 本部を設置した場合は、各防災関係機関に通報するとともに、知事に報告するものとする。
- 6 現地本部は、阿蘇山スキ一場跡に置くものとする。
- 7 現地本部長は、阿蘇市総務部長をもって充てる。

(各機関への出動要請等)

- 第 4 本部長は、災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは必要に応じ、関係市町村の消防団に出動を命ずるとともに阿蘇広域消防本部消防長及び阿蘇警察署長、高森警察署長に出動を要請するものとする。
- 2 本部長は、応急活動が関係市町村及び関係機関のみでは不十分と判断した場合は、県、隣接市町村、日本赤十字社熊本県支部、医師会等に対し応援を求めるものとする。

(自衛隊の派遣要請)

- 第 5 本部長は、火山爆発による災害が発生し、登山者、地域住民等の生命または財産を保護するため、必要があると認められるとき、または自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請の要求をするものとする。

(救助体制)

- 第 6 本部長は、爆発の状況により救助活動が可能であると認めたときは、爆発のため負傷した者もしくは生命、身体が危険な状態にある者の救出、または生死不明者の搜索救出、死体収容等の活動を行うため、直ちに関係市町村の職員、消防団員をもって避難誘導班、救出班及び救護班（別表7のとおり）を編成し、登山者、地域住民等の避難誘導、救出及び救護にあたらせるとともに山上業者等に対し、協力を要請する。
- 2 本部長は、応援のため出動した各機関の指揮者と緊密な連絡調整を行い、救助活動が統一的、かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。
- 3 出動した各機関の指揮者は、各機関が独断で行動することのないよう留意し、救助活動が統一的に実施されるよう本部長に協力するものとする。
- 4 災害対策基本法及び他の法令により災害応急対策の実施責任を有する者並びに災害の現場にある者は応急救助活動を実施し、災害対策連絡本部に協力するものとする。

(避難誘導)

第 7 避難誘導班は、第2章第6に定める避難方法に従い、登山者等の避難誘導にあたるものとする。

- 2 避難路が噴石等のため避難に支障がある場合には、タイヤショベル等の車輛により噴石等の排除を行うものとする。
- 3 本部長は、大規模な爆発で避難が困難である場合には、ヘリコプター等による救出を図るものとする。

(避難準備（噴火警戒レベル4）)

第 8 関係市町村長は、居住地域に被害が及ぶと予想される場合は、地域住民に対し避難準備の伝達を行う。

- 2 避難準備については火山活動状況に応じて、適宜判断する。

(避難勧告・指示（噴火警戒レベル5）)

第 9 関係市町村長は、居住地域に被害が及んだ場合又は切迫している場合は、地域住民に対して避難勧告及び指示を行う。

- 2 避難勧告、指示については速やかに行うこととする。

(救 助)

第 10 阿蘇山スキー場跡及び仙酔峡広場に救護所を設置するものとする。

- 2 救出班は他の機関と協力して負傷者の救出にあたるものとする。救出した負傷者は救護所に収容し、救護班が応急手当その他の救護を行うものとする。
- 3 応急手当をほどこした負傷者のうち、緊急に入院の必要があるものについては救急車その他の車輛をもって、またヘリコプターにより緊急輸送するものとする。
- 4 ヘリコプターの離着陸広場は、別添図のとおりとする。
- 5 負傷者の収容先については、阿蘇市立中央病院とし、負傷者多数等のため収容不可能な場合は、他の病院に収容するものとする。（別表8「収容医療機関一覧」参照）
- 6 本部長は、県阿蘇地域振興局保健福祉環境部及び阿蘇広域消防本部と緊密な連絡を行い、収容病院の確保にあたるものとする。

(死体の搜索、収容)

- 第 11 死体の搜索は、遺体収容班（別表7のとおり）が収容にあたる。
- 2 現地確認の終了した遺体は阿蘇山スキー場跡または仙酔峡の遺体仮安置所に収容するものとする。
- 3 身元確認等の手続き終了次第、阿蘇市坊中の西巖殿寺の遺体安置所に収容するものとする。

(交通規制)

- 第 12 火山爆発により交通施設に被害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは負傷者の救助活動に支障がある場合は、警察及び道路管理者に対し、市営阿蘇山公園道路及び県道阿蘇吉田線、県道阿蘇公園下野線、国道57号線外、国、県道の交通規制を求めるものとする。

(通信施設等の復旧)

- 第 13 本部長は、爆発等の被害により有線電話施設が不通不能となった場合、直ちにNTT西日本—中九州阿蘇サービスセンターに応急復旧出動を要請するものとする。
- 2 前項により通信ができないとき、または困難なときは、熊本地区非常無線通信協議会に協力要請を行うものとする。
- 3 電力線の復旧工事については、九州電力大津営業所に緊急出動を要請するものとする。

第4章 災害復旧計画

(災害復旧)

- 第 1 災害復旧の実施については、原則として施設の管理者または責任を有する者が当該施設の復旧にあたるものとする。

第5章 その他の

(通信施設)

第 1 関係市町村長は、常に非常の災害に備え防災体制の確立に留意し、緊急資機材の備蓄、通信施設の設備に努力するものとし、県は指導、助言、協力するものとする。（別表9「救急救助資機材一覧」、別表10「通信施設一覧」参照）

（附 則）

この計画は、昭和55年3月17日から施行する。

（附 則）

この計画は、昭和62年4月1日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成2年9月1日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成5年10月1日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成7年10月2日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成11年4月19日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成12年5月19日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成14年5月31日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成17年5月26日から施行する。

（附 則）

この計画は、平成19年5月17日から施行する。

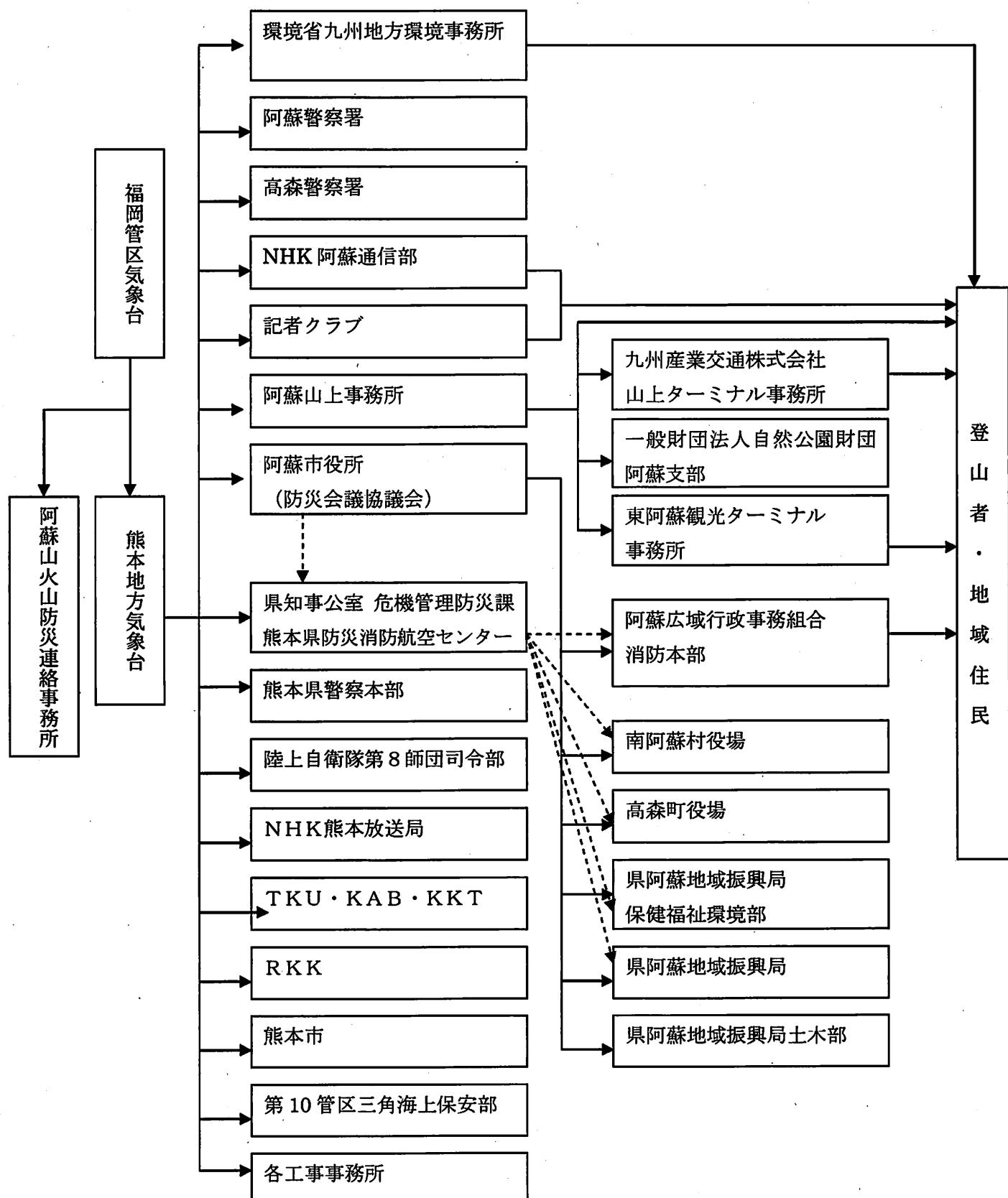
（附 則）

この計画は、平成20年5月19日から施行する。

（附 則）

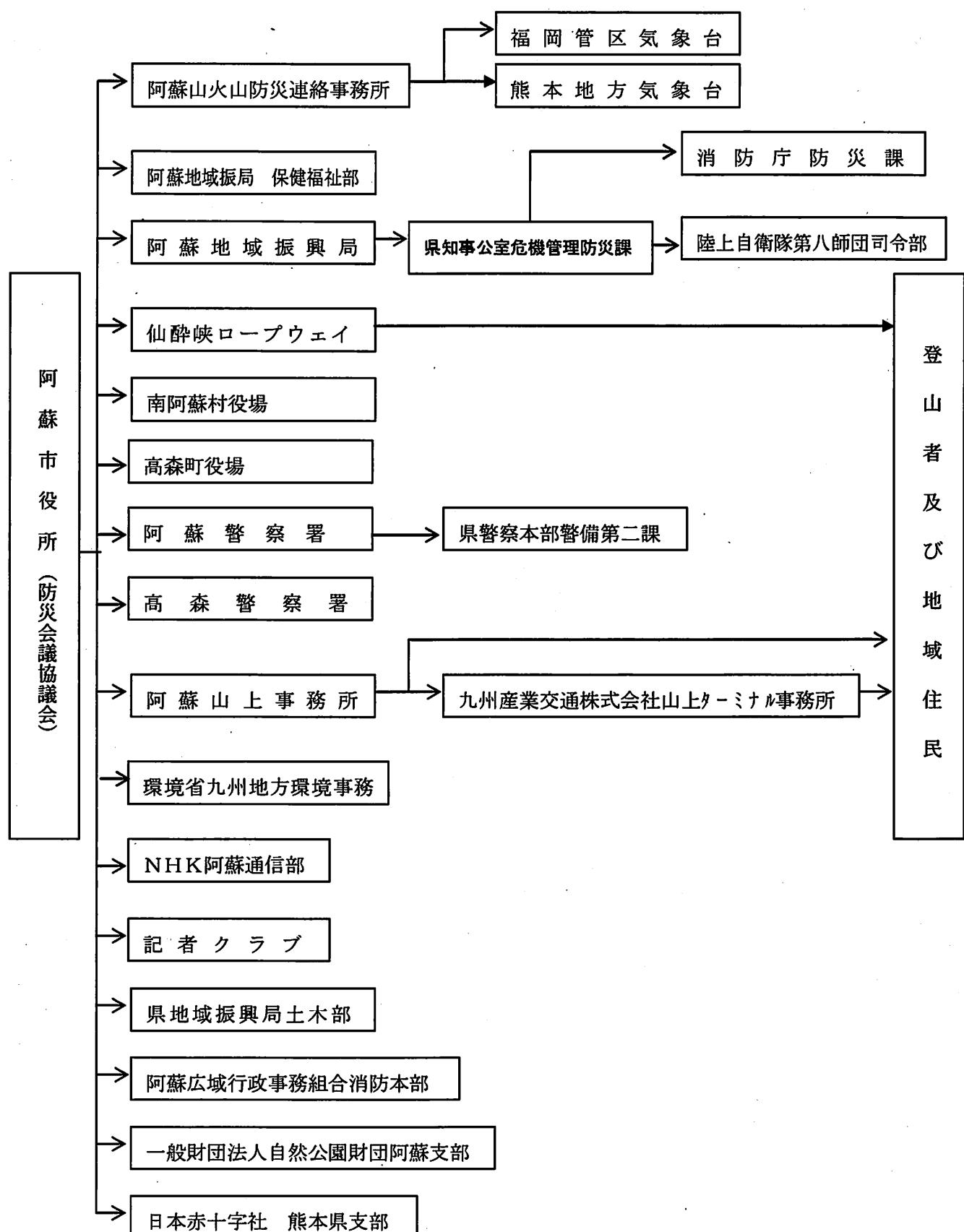
この計画は、平成23年7月21日から施行する。

別表1 火山情報伝達系統図（---->印は緊急事態時のみ）



区分 規制の内容	発令基準	規制区域	周知方法その他
火口周辺立入禁止	(常時立入禁止区域)		
(1)自主規制	<p>1. 濃霧により火口までの通行が危険であるとき。</p> <p>2. 火山ガスの濃度が人体に影響を及ぼすと認めたとき。</p> <p>3. 火山の活動状況に変化が見られたとき。</p>		<p>(1) 所定の場所に赤の吹き流しを掲げる。(別表 11)</p> <p>(2) 所定の掲示にその旨を掲示する。</p>
(2)1次規制	<p>(規制)</p> <p>気象業務法第2条第4項の2に基づく火口周辺警報「噴火警戒レベル2」が発表され、関係市村長が火口周辺の立ち入りが危険であると認めたとき。</p> <p>(解除)</p> <p>福岡管区気象台からの噴火予報（噴火警報解除（噴火警戒レベル1））が発表され、関係市村長が火口現地観測を行い、火口周辺への立ち入りが危険でなくなったと認めたとき。</p>	別添図面のとおり	<p>(3) 放送及びサイレンまたは誘導等を行う。</p>
(3)第2次規制	<p>(規制)</p> <p>福岡管区気象台からの火山情報「火口周辺警報（噴火警戒レベル3）」が発表されたとき。</p> <p>(解除)</p> <p>第1次規制の場合に準ずる。 但し、①第2次規制②第1次規制③解除の順に規制緩和するものとする。</p>	別添図面①のとおり	<p>(1) 登山口の掲示板にその旨指示する。</p> <p>(2) その他、状況に応じ、関係市村長が指示する。</p>
(4)登山禁止	<p>(規制)</p> <p>爆発により災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(解除)</p> <p>上記のおそれがなくなったと認めたとき。但し、①登山禁止②第2次規制③第1次規制④解除の順に規制緩和していくものとする。</p>	別添図面②のとおり	

別表3 登山規制及び解除伝達系統図



別表4 避難場所等一覧

平成24年4月1日現在

区域	施設名	構造	面積	施設数	収容人数	備考
阿蘇山西側	退避壕	鉄筋コンクリート平屋 二重構造屋根	1基当り 29 m ²	9	540	
		鉄筋コンクリート二階建 二重構造屋根	100 m ²	1	60	
	ロープウェー火口西駅	鉄筋コンクリート陸屋 根造	287.14 m ²	1	450	
	" 阿蘇西駅	鉄筋コンクリート三階	2,468 m ²	1	3,000	
	阿蘇山上火の国茶店	鉄筋コンクリート二階建	1,388 m ²	1	1,100	
	阿蘇山頂ドライブイン	" "	334 m ²	1	250	
	阿蘇山上ドライブイン	" "	286 m ²	1	200	
計				15	5,600	
阿蘇山東側	退避壕	鉄筋コンクリート平屋 二重構造屋根	1基29 m ²	5	340	
	ロープウェー火口東駅	鉄筋コンクリート二階建	2,131 m ²	1	850	
	" 仙酔峡駅	鉄筋コンクリート四階建	2,610 m ²	1	2,100	
	計			7	3,290	
合計				22	8,890	
阿蘇山西側	ヘリポート	駐車場兼用		2		
	"	専用アスファルト舗装 2000 m ²		1		
	計			3		
阿蘇山東側	ヘリポート	駐車場兼用		2		
合計				5		
阿蘇山西側	避難壕	W=2.5m・L=2.3km		1		
阿蘇山東側	"	W=1.5m・L=1.124km W=3.5m・L=3.50km		2		
合計				3		
阿蘇山西側	警報装置	サイレン・放送設備		1		
阿蘇山東側	"	" · "		2		
合計				3		

別表5 防災関係機関協力系統図

阿蘇火山爆発対策連絡本部	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
	阿蘇市一の宮町宮地 504-1	(0967) 22-3111	(0967) 22-4577

区 分	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
指定地方行政機関	環境省九州地方環境事務所 福岡管区気象台(阿蘇山火山防災連絡事務所)	阿蘇市黒川 1180 阿蘇市一の宮町宮地 504-1	(0967)34-0254 (0967)22-3312	(0967)34-2082 (0967)22-3386
自 衛 隊	陸上自衛隊第八師団	熊本市八景水谷 2-17-1	(096)343-3141	(096)343-3141 (第八師団宛)(内線 3508)
知事部局	熊本県阿蘇地域振興局 熊本県阿蘇地域振興局土木部 熊本県阿蘇地域振興局保健福祉環境部	阿蘇市一の宮町宮地 2402 阿蘇市一の宮町宮地 2402 阿蘇市内牧 1204	(0967)22-1110 (0967)22-1119 (0967)32-0535	(0967)22-4103 (0967)22-4370 (0967)32-0536
警 察	熊本県阿蘇警察署 熊本県高森警察署	阿蘇市一の宮町宮地 4523-2 阿蘇郡高森町大字高森 1432	(0967)22-5110 (0967)62-0110	(0967)22-5110 (0967)62-0110
関係機関	阿蘇市役所 南阿蘇村役場 高森町役場 阿蘇山上事務所 阿蘇中央病院 阿蘇都市医師会 東阿蘇観光開発(株) 産交阿蘇観光事業所	阿蘇市一の宮町宮地 504-1 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 145-3 阿蘇郡高森町大字高森 2168 阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中 3845-19 阿蘇市黒川 1178 阿蘇市黒川 1178 阿蘇市一の宮町宮地字東小堀 6029-1 阿蘇市黒川 808-5	(0967)22-3111 (0967)67-1111 (0967)62-1111 (0967)34-0554 (0967)34-0311 (0967)34-0716 (0967)22-4187 (0967)34-0411	(0967)22-4577 (0967)67-2073 (0967)62-1174 (0967)34-2383 (0967)34-2273 (0967)34-1619 (0967)34-4577 (0967)34-2115
消防機関	阿蘇市消防団 南阿蘇村消防団 高森町消防団 阿蘇広域行政事務組合消防本部 熊本県防災消防航空センター	阿蘇市一の宮町宮地 504-1 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 145-3 阿蘇郡高森町大字高森 2168 阿蘇市黒川 1423-1 上益城郡益城町大字杉 901-23	(0967)22-3111 (0967)67-1111 (0967)62-1111 (0967)34-0024 (096)289-2255	(0967)22-4577 (0967)67-2073 (0967)62-1174 (0967)34-0199 (096)289-2277
指定公共機 関	日本赤十字社熊本県支部 N H K 阿蘇通信部 J R 九州宮地駅 J R 九州阿蘇駅 N T T - N M 中九州阿蘇サービスセンター 九州電力大津営業所	熊本市長嶺南 2 丁目 1-1 阿蘇市一の宮町宮地 1938 阿蘇市一の宮町宮地 4737 阿蘇市黒川 1444-2 阿蘇市一の宮町宮地 1957-4 菊池郡大津町大津 1147	(096)384-2100 (0967)22-0346 (0967)22-0071 (0967)34-0101 (0967)22-4649 0120-986-602	(096)383-9486 (0967)22-0346 (0967)22-3189 (0967)22-3890 (0967)22-4653
指定地方公共機関	熊本放送株式会社阿蘇通信部 熊本日日新聞社阿蘇総局	阿蘇市一の宮町宮地 3310-3 阿蘇市一の宮町宮地 2232-6	(0967)22-0263 (0967)22-0142	(0967)22-0263 (0967)22-4001
その 他	一般財団法人自然公園財団阿蘇支部	阿蘇市黒川 974-9	(0967)34-2171	(0967)34-2009

別表6 阿蘇火山爆発災害対策本部組織及び分掌事務一覧

本部会議		協議事項
本部長	阿蘇市長	1. 災害予防及び災害応急対策などの策定に関すること 2. 自衛隊等の派遣要請に関すること 3. 災害救助法の適用申請に関すること 4. その他必要事項
副本部長	南阿蘇村長	
副本部長	高森町長	

本部室		分掌事務
室長	阿蘇市副市長	1. 本部会議に関すること 2. 災害情報の招集及び伝達に関すること 3. 被害状況等の報告及び公表に関すること 4. 阿蘇市、南阿蘇村、高森町及び関係機関との連絡調整に関すること 5. 自衛隊等の派遣要請に関すること 6. 災害応急業務命令に関すること 7. その他本部長の指示に関すること
次長	南阿蘇村副村長	
室員	阿蘇市総務部長 南阿蘇村総務課長 高森町総務課長	

総務対策部			分掌事務
部長名	対策班名	構成	
阿蘇市 総務課長	総務班 情報班 輸送班		1. 本部室の事務に関するこ と 2. 情報の収集、被害報告の取 りまとめに関するこ と 3. 他部との連絡調整に関するこ と 4. 消防団等の活動に関するこ と 5. 車輌等の配置、編成に関するこ と 6. 他の部に属さない事項

福祉対策部			分掌事務
部長名	対策班名	構成	
阿蘇市 市民部長	物資班 措置班 給食班 給水班		1. 災害救助に関するこ と 2. 日赤との連絡に関するこ と 3. 罹災者の収容保護に関するこ と 4. 応急食品の確保、調達及 び給水に関するこ と 5. 義援金及び見舞金等受 理に関するこ と

医療対策部			分掌事務
部長名	対策班名	構成	
(部長) 南阿蘇村 健康福祉 課長	医療班		1. 食品衛生に関するこ と 2. 医療品、衛生材料の供 給に関するこ と 3. 救護、防疫に関するこ と 4. 医療関係者の動員配 置及び輸送に関するこ と
(副部長) 高森町 住民福祉 課長	衛生班 防疫班		

別表7 災害救助体制一覧

班名	編成	分掌事務
避難誘導班	阿蘇山上事務所職員 阿蘇市消防団 南阿蘇村消防団 高森町消防団 阿蘇広域行政事務組合 消防本部・消防署員 (応援機関) 阿蘇山職域防災防犯 協会会員 大阿蘇観光業協会会員 産交ロープウェイ 仙酔峡ロープウェイ	火口西側については、阿蘇山上事務所職員、阿蘇山上広域防災防犯協会会員、阿蘇山上観光業協会会員、産交ロープウェイ職員、阿蘇市消防団・南阿蘇村消防団、高森町消防団により、退避壕及びロープウェイ西駅に退避させる。 火口東側については、仙酔峡ロープウェイ職員、阿蘇市消防団により、退避壕及びロープウェイ東駅に退避させる。
救出班	阿蘇市消防団 南阿蘇村消防団 高森町消防団 阿蘇広域行政事務組合 消防本部・消防署員 医療要請（救護班）	火口西側については、阿蘇市消防団、南阿蘇村消防団、高森町消防団、阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員により、負傷者を安全な場所まで搬送する。 火口東側については、阿蘇市消防団・阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員により、負傷者を安全な場所に搬送する。
救護班	阿蘇市消防団 南阿蘇村消防団 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 消防署員 医療要請（救護班）	火口西側については、阿蘇市消防団、南阿蘇村消防団、高森町消防団、阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員、救護班により、負傷者を救護所・病院に搬送する。 火口東側については、阿蘇市消防団・阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員・救護班により、負傷者を救護所・病院に搬送する
遺体収容班	阿蘇警察署・警察官 高森警察署・警察官	遺体収容については、阿蘇警察署・警察官、高森警察署・警察官で行う。

別表8 収容医療機関一覧（有床分）

市町村名	医療機関名	診療科目	所在地	電話・FAX	ベット数
阿蘇市	阿蘇中央病院	内、外、整形外、循環器、小児、脳神経、皮膚、リハビリテーション、神経内	阿蘇市黒川 1178	0967-34-0311 0967-34-2273	124
〃	市原胃腸科外科	外、胃腸、整形、こう門、放射線	阿蘇市黒川 1484	0967-34-1211 0967-34-0688	19
〃	家入整形外科医院	整形外、リハビリテーション	阿蘇市内牧 353	0967-32-0048 0967-32-0048	19
〃	阿蘇やまなみ病院	内、外、精神、神経、麻酔、心療内、神経内科	阿蘇市一の宮町宮地 115-1	0967-22-0525 0967-22-0526	270
〃	大阿蘇病院	内、胃腸、循環器、リウマチ、整形外、リハビリテーション	阿蘇市一の宮町宮地 5833	0967-22-2111 0967-22-2114	154
〃	阿蘇温泉病院	内、神経内、呼吸器、消化器、循環器、アレルギー、小児、外、整形外、皮膚、泌尿器、産婦人、眼、耳鼻いんこう、リハビリテーション、歯、麻酔	阿蘇市内牧 1153-1	0967-32-0881 0967-32-4462	260
〃	一の宮整形外科	整形外、リハビリテーション、麻酔	阿蘇市一の宮町宮地 1801-1	0967-22-3911 0967-22-4786	19
南阿蘇村	上村外科医院	外、内、胃腸	南阿蘇村大字下野 401-5	0967-35-0336 0967-35-1059	17
〃	阿蘇立野病院	内、外、胃腸、循環器、整形外、脳神経外、心臓血管外、こう門、泌尿器、リハビリテーション	南阿蘇村大字立野 185-1	0967-68-0111 0967-68-0646	88
高森町	南郷谷整形外科医院	整形外科、リハビリテーション	高森町高森 2186-1	0967-62-3351 0967-62-3352	19
〃	平田医院	内科、呼吸器、消化器、循環器、外科	高森町高森 1613-6	0967-62-0216 0967-62-0576	19

別表9

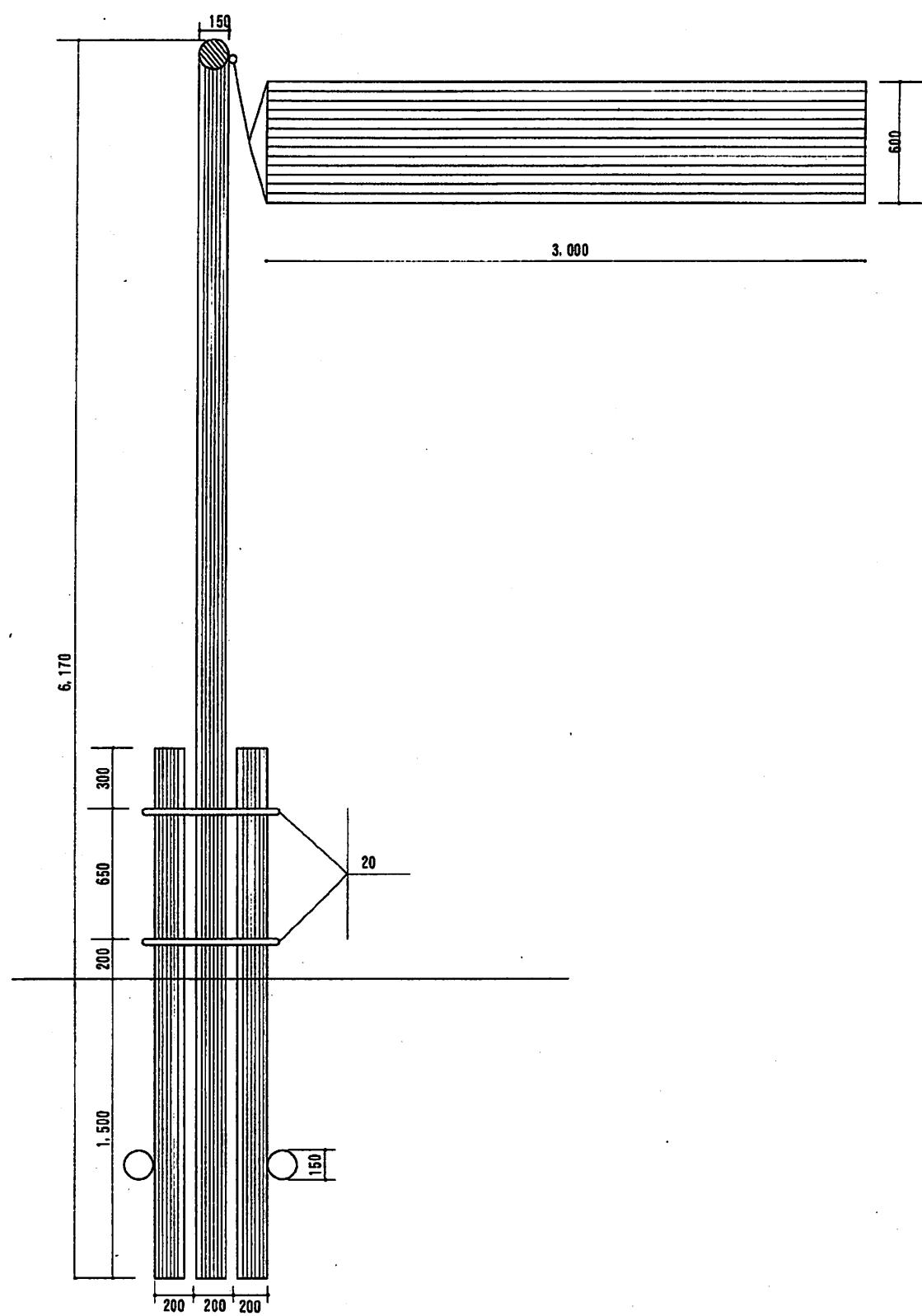
救急救助資機材一覧

資機材	数量	保管場所
放送施設	2ヶ所	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
サイレン	2ヶ所	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
担架	5架	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
ハンドマイク	4個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
手動サイレン	4個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
防災ヘルメット	30個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
救急用医薬品	1式	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所、仙醉峡ロープウェイ駅舎、市営売店、救護所
救急ロープ	200m	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
救急車	10台	阿蘇広域行政事務組合消防本部（中部消防署2台・北部2台・南部2台・野尻草部1台・産山波野1台）、阿蘇中央病院
ガスマスク	20個	火口監視員詰所
ガス探知器	2器	火口監視員詰所
濃縮酸素ボンベ	10個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
双眼鏡	2個	火口監視員詰所
吹流し	10個	火口監視員詰所
蘇生バック	1個	救護所

別表10 通信施設一覧

施設名	呼出名称 または電話番号	種類	施設設置場所
熊本県防災無線	@3-438-78	衛星系	阿蘇山上事務所
"	@3-460-78	"	阿蘇市役所
"	@3-469-78	"	南阿蘇村役場
"	@3-467-78	"	高森町役場
"	@3-434-78	"	阿蘇広域消防本部
"	@3-300-4118-311	"	熊本県阿蘇地域振興局
"	@3-422-78	"	熊本県阿蘇保健所
"	@3-3008-3416	"	熊本県知事公室防災消防課
"	@3-524-78	"	熊本県防災消防航空センター
	防災阿蘇山	地上(補完)系	阿蘇山上火口監視詰所
"	防災阿蘇市	"	阿蘇市役所
"	防災南阿蘇	"	南阿蘇村役場
"	防災高森	"	高森町役場
"	防災阿蘇消防	"	阿蘇広域消防本部
"	防災阿蘇	"	熊本県阿蘇地域振興局
"	防災熊本県	"	熊本県知事公室防災消防課
消防無線	消防熊本航空センタ	基地局	熊本県防災消防航空センター
"	消防熊本ヘリ1	移動無線	(防災消防ヘリコプター)
"	消防熊本ヘリ支援1	"	(支援車両)
"	消防熊本航空隊1・2	"	(隊員用携帯型)
電話	0967-34-0611	有線電話	火の国茶店
"	0967-34-0836	"	阿蘇山頂ドライブイン
"	0967-34-0333	"	阿蘇山上ドライブイン
"	0967-34-0411	"	九州産交ロープウェイ西駅
"	0967-22-4187	"	東阿蘇觀光仙酔峡ロープウェイ

別表11 阿蘇火口吹流



**火口縁ゾーン区分管理方式及び
監視マニュアル（ゾーン管理方式）**

ゾーン区分管理方式

火口縁周辺の火山ガス濃度分布調査の結果、平成10年4月から阿蘇山上地域をA, B, Cの3つのゾーンに区分し管理している。

これは、火口縁広場においても風向により温度差が見られ、数mの違いが大きな差となる場合があること、またガス濃度（=危険性の頻度）の予測による安全性の確立を考慮したものである。

しかしながら平成10年4月から平成11年3月までの運用により、No.1センサー（火口縁先端）において検地されるガスは濃度の急変が著しいことが判明し、安全確保が困難になっている。

このようなことからDゾーン高台の整備に併せ、次のとおり新ゾーン区分を行うこととした。

① 火口縁（濃度急変部）	Aゾーン	立入禁止区域→ a センサー
② 火口縁広場及び回避園路部	B-1・B-2ゾーン	B-1→ b-1 センサー B-2→ b-2 センサー
③ 火口駐車場	Cゾーン	第一火の国橋→ c センサー
④ 火口西駅北側高台	Dゾーン	退避壕及び展望所付近→ d センサー
⑤ 砂千里	砂千里ゾーン	砂千里駐車場付近→ e センサー

このゾーン区分の中で前回の提案と変わっている部分は、

- 濃度急変部の現Aゾーンの一部火口縁柵から1.5~2mラインを立入禁止区域として設定したこと。
- Bゾーンにおいては、南地区と北地区の間で風向による濃度の差異があることから現Aゾーン回遊園路部取り入れた2つのゾーンに分けたことがあげられる。

火口縁では風向及び地形により濃度変化が著しく、急変に備えた「余裕」を持つための措置として、立入禁止区域としたものである。

Bゾーンの火口縁広場（東側）では北西風～西風の場合ガスが検知されるが、火口縁広場西側ではガスが検知されないというようなガス濃度の相違が見られるため、監視員の判断による現運用中の縦割りによるゾーン区分を取り入れたものである。

なお、火口縁広場西側でガスが検知され、火口縁広場東側でガスが検知されない場合には、被災の危険性及び避難等の困難性から火口縁広場東側単独で開放はしない。

監視員マニュアル（ゾーン管理方式）<<火口西エリア>>

1. 山上監視体制

- ・ 所長及び職員（市職員）：監視員詰所からの監視、指示及びアナウンスの実施等
- ・ 委託監視員（委託4名）：定期巡回、避難誘導及び応急措置等

2. 利用者への注意喚起・指導

- ・ チラシ、制札及びアナウンス等による気管支疾患者等の排除

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。火口周辺では有毒な火山ガスが流れています。喘息の方、気管支及び心臓に疾患のある方は、火口見学を禁止します。

- ・ 下記ゾーン区分管理の事前周知（阿蘇火山ガス規制案内図入りチラシの配布）

3. ゾーン区分管理

Aゾーンを火口縁のみとし、常時立入禁止区域とする。

火口広場をB-1、B-2、C、Dの4つのゾーンに区分し、それぞれに対応した検知器及び風向計モニター並びに監視員の目視等により、監視員が規制、解除及び開門の判断並びに必要な措置を実施する。

なお、予測風向等で濃度上昇が事前に察知されたとき又はその他監視員が必要と判断したときは、ゾーン区分及び下記規制判定基準に拘わらず規制することができる。

4. 規制、解除及び開門の判定基準並びに措置

【規制】

基本：そのゾーンに対応した検知器の濃度が、5 ppmを瞬間（=3秒：ノイズ誤作動防止 delay）で超えたとき又は5 ppm以下であってもB-1ゾーンでは北西～東風が混じる傾向が見られるとき、その他のゾーンでは北～東風が混じる傾向が見られるときは監視員詰所常駐の所長又は市職員は、アナウンスにより当該ゾーンにいる観光客に避難を呼びかけ、監視員は、ハンドマイク等を使用し、速やかに観光客の避難誘導を行い、当該ゾーンを閉鎖する。

（ゾーン規制の場合）

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。ただ今、○ゾーンにおいて、火山ガスの濃度が著しく濃くなり、人体に危険な状況となりましたので、火口監視員の指示に従い、早急に避難してください。

運用：いずれかのゾーンが上記に達し、他のゾーンもこれと同様に推移し上記に至ることが察知された場合には、複数のゾーンを同時に規制できる。（上記アナウンス併用）

（全ゾーン規制の場合）

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。ただ今、火口周辺では火山ガスの濃度が著しく濃くなり、人体に危険な状況となりましたので、早急に下山してください。

【解除】

基本：そのゾーンに対応した検知器の濃度が、2ppm以下になったことを確認するとともに、安全風向で安定したことを確認し、30分後までに、ゼロ ppmを確認したときには解除することができる。（安全風向：東南東～南～西風）

ただし、猶予時間内の濃度上昇にあっては規制判定基準を適用するが、5ppm以下で2分以内は判定対象外とする。

※ 風向の安定の確認方法（安全な安定風向：東南東～南～西風）

- ・ モニター又は吹流しにおける風向の乱れがなく、気象予報（前日 21 時 850 ヘクトパスカルの予報）の風向との一致を確認。
- ・ 気象予報と実況が大きく相違する場合には、熊本地方気象台に問い合わせ確認。

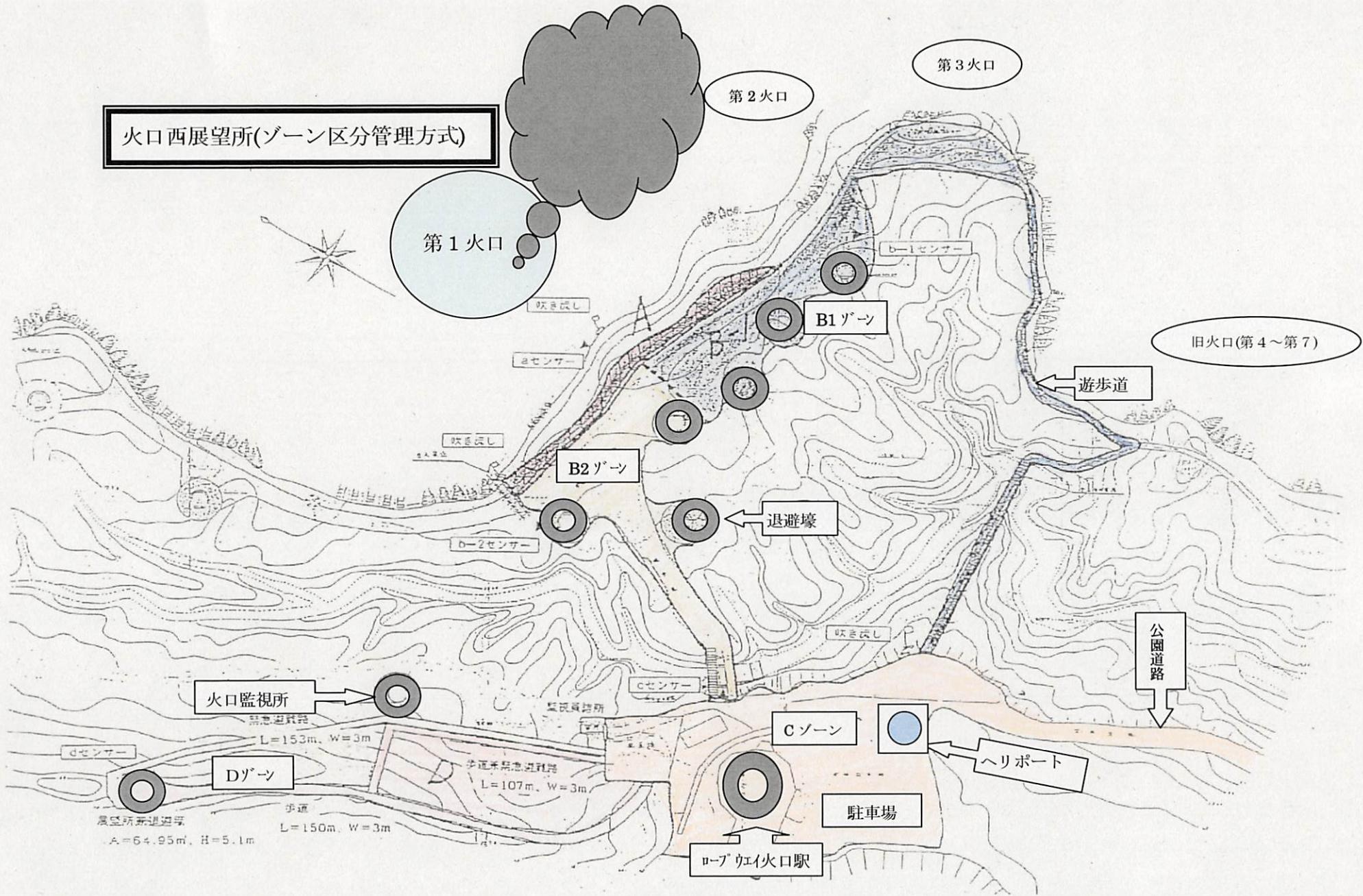
運用：いずれかのゾーンの解除猶予期間中に又は開放中に、風向の安定により、他のゾーンもこれと同様な濃度で推移した場合には、複数のゾーンを同時に又は 30 分を待たずに解除できるものとする。

【開門】

基本：開門前 30 分間に C ゾーンの検知器の濃度が 5 ppm を超えたときには、その時点から上記解除判定基準に準じ、開門の判断を行う。

運用：開門予定時間において、C ゾーンの濃度が 5 ppm 以下の検出であっても、北～東風が混じる傾向が見られるときは開門を見合させる。

上記傾向が見られないときは、開門し、山麓から C ゾーンまでの利用を認めることができる。その際、その他のゾーンにあっては、上記解除判定基準（運用）による。



現マニュアル

監視員マニュアル<<火口東エリア>>

1. 山上監視体制

- ・ 監視員（ロープウェー職員）：山頂東駅舎からのアナウンスの実施、定期巡回、ガス測定、避難誘導及び応急措置等

2. 利用者への注意喚起・指導

- ・ チラシ、制札及びアナウンス等による気管支疾患者等の排除

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。火口周辺では火山ガスが流れています。喘息の方、気管支及び心臓に疾患のある方は、火口見学を禁止します。

3. エリア管理

山頂東駅舎から東展望台までを火口東エリアとし、風向形、吹き出し及び携帯用ガスマニターにより、監視員が規制、解除の判断を実施する。

なお、予測風向等で濃度上昇が事前に察知されたとき又は、その他監視員が必要と判断したときは、下記規制判定基準に拘わらず規制することができる。

4. 規制、解除及び開門の判定基準並びに措置

【規制】

基本：西系風の際、携帯用ガスマニターによる測定を行い、濃度が 5 ppm 瞬間を検知したとき、又は 5 ppm 以下での検出であっても西系風（若しくは西系不定風）が持続すると考えられる場合は、監視員は、当該エリアにいる観光客に下山を呼びかけ、速やかに避難誘導を行い、当該エリアを閉鎖する。

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。ただいま、火口周辺では火山ガスの濃度が濃くなり、人体に危険な状況となりましたので、早急に下山してください。

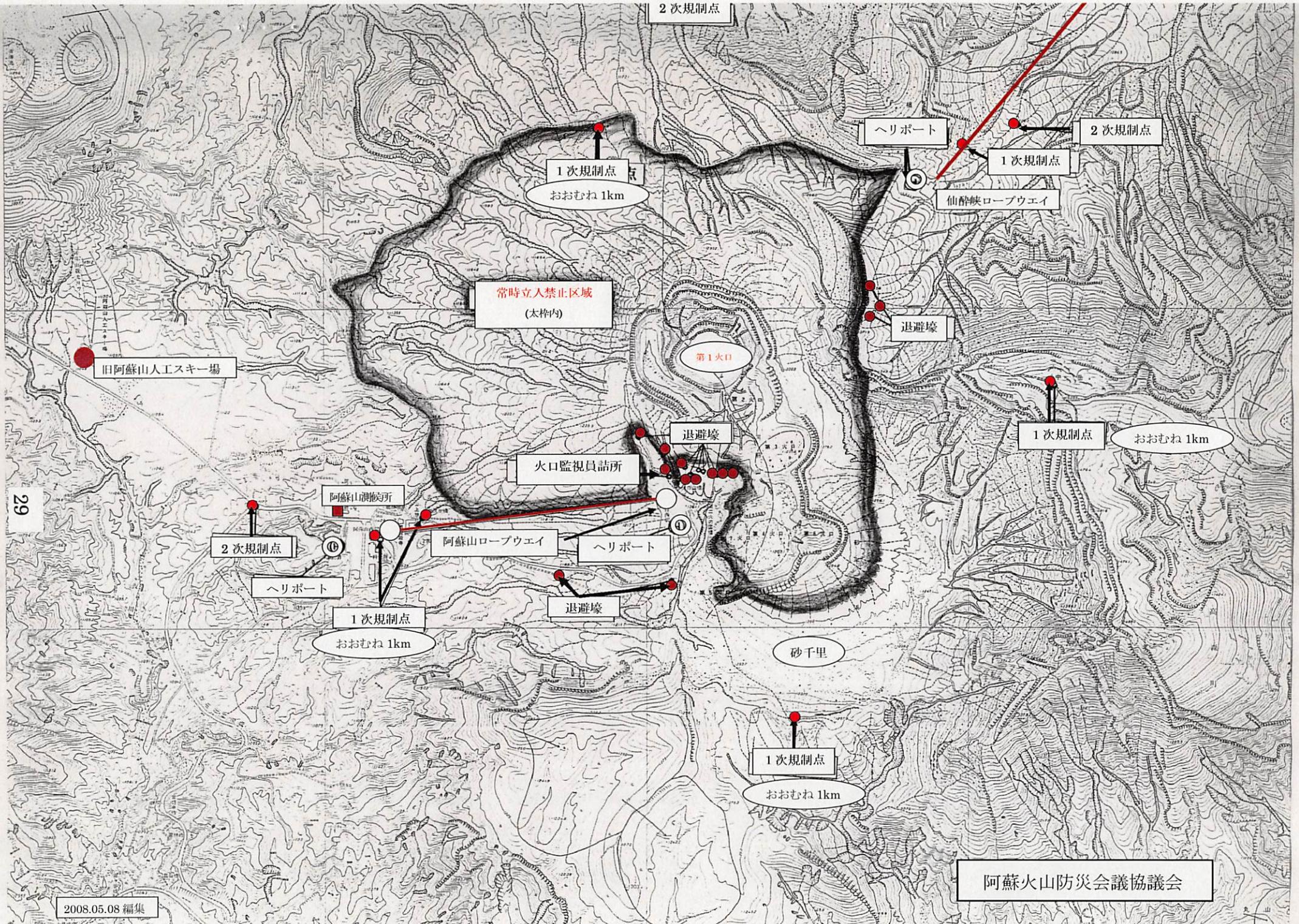
【解除】

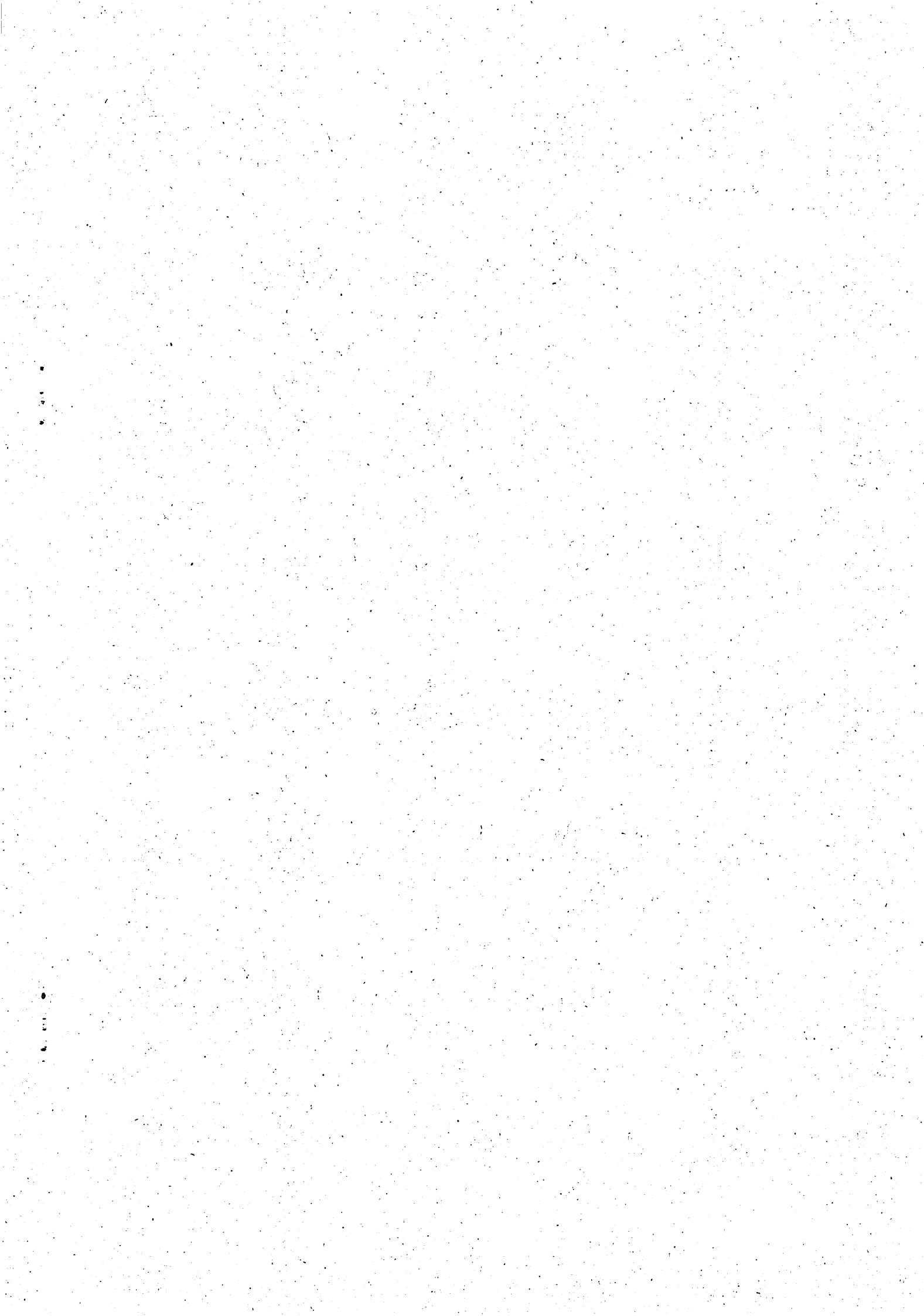
基本：西系風（若しくは西系不定風）以外の風向になって 30 分を経過した後、風向が安定している場合は解除できる。

【開門】

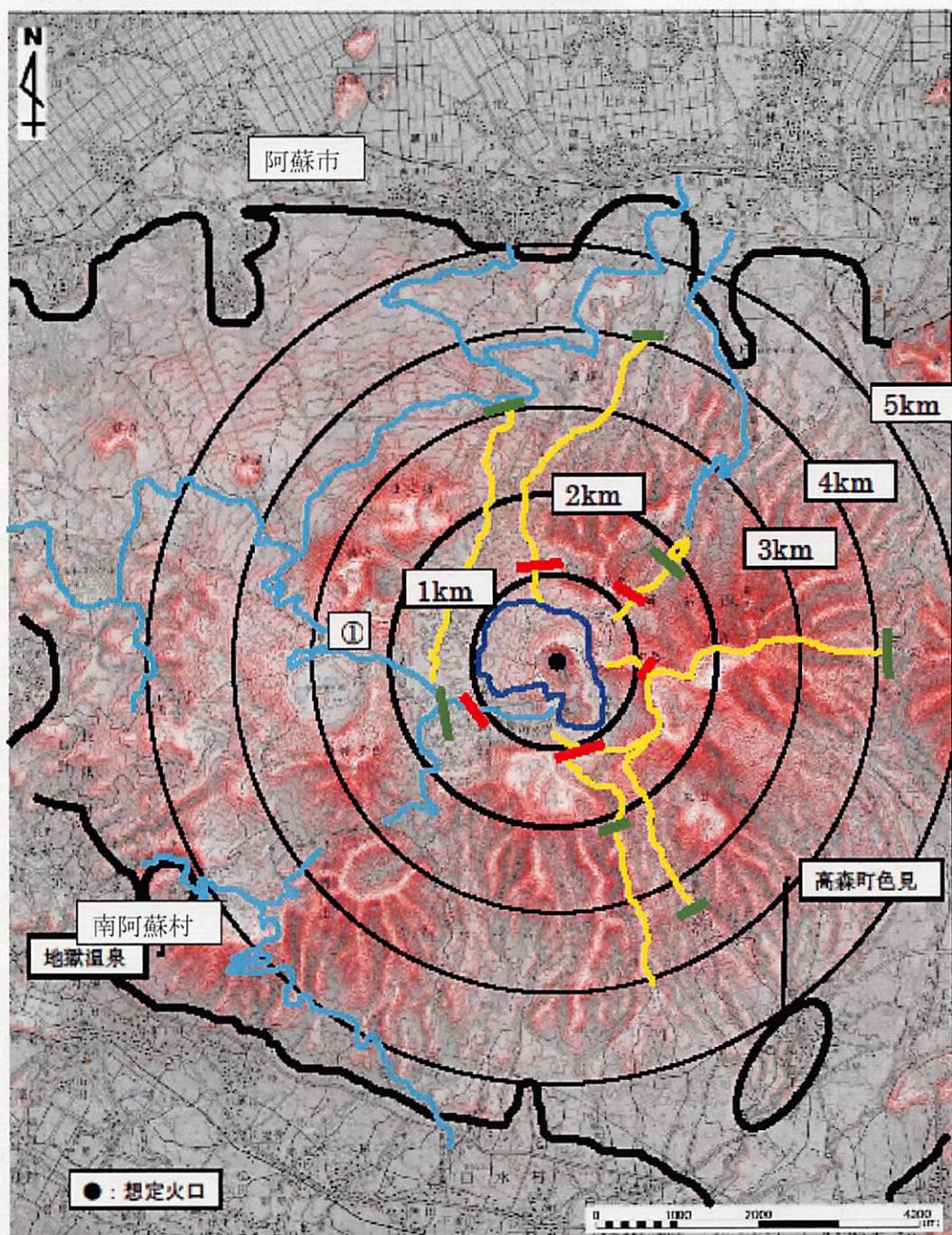
基本：開門（ロープウェー運行開始）の時点で、西系風の際、携帯用ガスマニターによる測定を行い、濃度が 5 ppm 瞬間を検知したとき、又は 5 ppm 以下であっても西系風（若しくは西系不定風）が持続すると考えられる場合には、上記規制及び解除の判定基準に準じ、開門の判断を行う。

※現在、ロープウェー休止により、火口東駅～火口東展望所～中岳は登山禁止措置継続中





阿蘇山の居住地域等の分布とレベルに応じた規制範囲



規制範囲 レベル1：中岳第一火口周辺常時立ち入り禁止区域（青色線）

レベル2：一次規制点で規制（赤色線）

レベル3：二次規制点で規制（緑色線）、火口から概ね4km付近まで規制対象区域

レベル4・5：居住区域（黒色線）

①：草千里（阿蘇火山博物館及びレストラン）

黄色線：登山道 水色線：規制道路

阿蘇火山防災會議協議会規約

阿蘇火山ガス安全対策専門委員会設置要領

阿蘇火山防災會議協議会規約

第1章 総 則

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき設置し、阿蘇火山爆発に際し、登山者及び地域住民等の生命、身体、財産の保護に関する防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び法第45条に基づく必要な要請、勧告又は指示等を行うことを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、阿蘇火山防災會議協議会という。

(協議会を設置する市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）がこれを設ける。

- (1) 阿蘇市
- (2) 南阿蘇村
- (3) 高森町

(防災計画に係る地域)

第4条 防災計画に係る地域は、関係市町村のうち次の地域とする。（阿蘇山にかかる避難施設緊急整備地域とする。）

- (1) 阿蘇市一の宮町宮地字東小堀の区域
- (2) 阿蘇市黒川字阿蘇山、字古坊中及び字打越堂の区域
- (3) 南阿蘇村大字中松字古坊中の区域

(協議会議の所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 防災計画を作成（修正）し、及び法第45条に基づく必要な要請、勧告または指示等を行うこと。
- (2) 阿蘇火山爆発による災害が発生した場合において、災害に関する情報の収集、災害応急対策及び災害復旧に関し、関係市町村及び関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長1名及び委員11名をもってこれを組織する。

2 専門の事項を調査させるため専門委員会をおくことができる。

(会長)

第7条 会長は、関係市町村の防災會議会長のうちから関係市町村が協議により定める者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることがある。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 前条により会長となる者以外の関係市町村の防災會議会長
- (2) 熊本県阿蘇地域振興局長
- (3) 熊本県阿蘇警察署長
- (4) 熊本県高森警察署長
- (5) 環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官
- (6) 気象庁熊本地方気象台次長
- (7) 阿蘇広域行政事務組合消防本部消防長
- (8) 一般財団法人自然公園財団阿蘇支部長
- (9) 日本赤十字社熊本県支部事業推進課長
- (10) 気象庁阿蘇山火山防災連絡事務所長

2 専門委員は会長が任命する。

第3章 協議会の会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長がこれを招集する。

2 定例会は毎年1回とし、臨時会は必要が生じたときとする。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、在任委員（会長を含む）の半数以上が出席し、その議事は出席した者の過半数で決するものとする。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、緊急事態の発生により会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、すみやかに各委員に報告しなければならない。

第4章 協議会の経費

(経費の支弁方法)

第12条 協議会の事務に要する経費は、各関係市町村の負担金をもって充てる。

(費用弁償等)

第13条 会長、委員及び関係市町村職員が協議会の職務を行うために要した費用弁償等の額及び支給方法は、当該会長、委員及び職員の属する市村の例による。

(予算決算等)

第14条 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

2 協議会の運営に係る経費については、予算を編成のうえ、執行するものとする。

3 協議会の運営に要した経費については、翌年度5月31日までに決算書を作成するものとする。

4 監査は第7条により会長となる者以外の関係市町村の防災會議会長が行う。

第5章 補 則

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、会長の属する市町村において処理する。

(会議録)

第16条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他の参考事項

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和42年11月4日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

阿蘇火山ガス安全対策専門委員会設置要領

1. 目的

中岳第一火口は今なお活動を続いている火山であり、火口及び周辺の特異な火山地形を魅力として、年間80万人を超える観光客が訪れている。

しかしながら、火口からは有毒ガス(二酸化硫黄・SO₂)が発生しており、これが原因と考えられる事故が起きているため、平成9年度環境庁(当時)において火山ガス自動測定装置が設置され、協議会において運用している。

今後とも阿蘇火口観光のより安全な対策を検討するため、学識者を中心とした阿蘇火山ガス安全対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置するものである。

2. 構成

委員会は、別紙委員によって構成する。

3. 委員会の検討事項

委員会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 火山ガス自動測定装置の運用に関する事項
- (2) その他必要な事項

4. 座長

- (1) 専門委員会には座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選によって決める。
- (3) 座長は、委員会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

5. 運営

- (1) 委員会は、阿蘇火山防災会議協議会及び環境省九州地方環境事務所により、共管として運営するものとする。
- (2) 委員会の事務局は、阿蘇火山防災会議協議会がこれを行なう。

附 則

- 1 この要項は、平成9年12月25日より施行する。
- 2 この要項は、平成13年2月26日より施行する。

別 紙

阿蘇火山ガス安全対策専門委員会委員

(五十音順)

氏 名	所 属
池辺伸一郎	阿蘇火山博物館館長 学芸員
井上秀穂	福岡管区気象台 阿蘇山火山防災連絡事務所長
須藤靖明	阿蘇火山博物館学術顧問
矢野栄二	帝京大学医学部教授
吉田 稔	火山学者